

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の定義について	協議会は公共性のある団体と考えられるので、公共的組織である旨の表現が必要。	まちづくり協議会は第5条で役割を、第9条で組織としての要件を、11条及び12条においてその活動を定めることにより、条例に根拠を持つ組織であると考えます。したがって、ご指摘の公共的組織である旨の表現については原案通りとさせていただきます。	
多様な主体の定義について	学校は教育機関であり多様な主体へ入れなくても良いのでは。	ご指摘の学校については、笠岡市自治基本条例第22条において「教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を生かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする」と定められており、地域における多様な主体と考えられます。昨今は、高校・大学だけでなく、中学校でも地域学の時間を設け自分たちの暮らす地域についての学びが推進されています。したがって、原案通りといたします。	
市民の定義について	市内で居住して市外に通勤して働いている者はどうなりますか。	ご指摘の市内居住かつ市外通勤者も市民とみなすと考えます。	
相互理解の原則について	「相手との違いを認め」という表記は不適切ではないか。	相互理解とは、互いに異なる価値観や考え方を理解することと考えます。それぞれが違う価値観を持っていることを受け入れて、相手を知っていくことが相互理解を深めることにつながると考えます。したがって、ご指摘の相互理解の原則の表記については原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の活動報告の義務化について	協議会がどのような目標を持ち、どのように活動しているのか、実態が全くと言っていいほど公表されていない。活動報告の義務化（怠ったら罰則）などの形で整備できないか。	ご指摘の情報公開については、条例第17条において情報公開と積極的な情報発信を定めており、今後協働のまちづくりを進めていく中で行政も協議会とともに広報に努めていきたいと考えています。	
市民の参加について	意見や提案もあるので参加でなく参画がよいのでは。	ご指摘の市民の参加についてですが、地域に暮らす人がまちづくり活動に参加することができるという権利の保障の意味を持たせています。まちづくりは、地域の人に主体的、自主的に取り組んでいただきたい活動ですが、さらに気軽に誰でも参加できるならば、より多くの人の力によりまちづくりが推進されると考えます。したがって、原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の役割について	(1)地域住民のニーズ及び地域の課題を把握し、課題解決に努めること (2)地域の課題を集約し、まちづくり計画を立案・策定すること (3)地域の情報を集め、調整・協議決定し、これらの情報を広く発信すること (4)(5)は原案どおり 理由 第1条に掲げた「まちづくり活動の目標」である「活力ある持続可能な地域社会の創生に資する」ためには、地域の住民がどのような考えを持っているかを把握したうえで、それぞれの地域が抱えている「課題」を知り、これらを解決を目指すことが肝要になると考えています。従ってまち協の役割の最前段にこの項目を掲げるのが良いのではと考えました。	課題解決に向けた活動に取り組んでいくためには、地域が今どんな状況にあるか、どんな課題を抱え、どんな取組をしているかを知り、地域へ情報として発信し、地域で共有した後に、住民の皆さんで意見を集約していくことが大切であり、まちづくり協議会はその環境づくりを進めていく必要があると考えます。したがって、ご指摘のまちづくり協議会の役割については原案通りとさせていただきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の役割について	市長、議会へ提案することができる権利が必要ではないか。	まちづくり協議会は地域で自主的に作ることができる組織であり、行政機関ではないため「提案権」を市から付与するものではないと考えます。まちづくり協議会からの提案は、言い換えれば地域からの提案については、市と協議会との協働の取組の中で実現していくものと考えます。	
まちづくり協議会の役割について	実際に地域のまちづくりを担うのは、当て職としての団体役員ではなく、個々の任意の市民団体、自治組織ではないかと考えられます。しかし、高齢化等により徐々に各団体等の構成員が減少し、資金不足、人手不足に陥る等の悪循環になっています。まちづくりには各団体の活発化が必須と考えますので、支援先は協議会ではなくまずは個々の団体、特に任意で活動している組織・団体ではないでしょうか。よって以下の条文への項目追加を希望します。 追加項目：（６）個々の活動団体、組織と話し合い、それらの活発化に寄与するよう交付金を活用し支援すること。	地域のまちづくりを進めていくためには、地域の多様な主体の相互理解と互いの尊重にもとづいた対等な協力体制が必要と考えます。担い手が不足してきている地域においては、取組内容の見直しや棚卸、役割分担等により担い手ひとりひとりの負担を減らすことも考える必要が生まれています。まちづくり協議会は、多様な主体が課題解決のために、互いの得意分野を活かした取組を一緒に実践できるように調整を行い、まちづくりを活性化させていくものと考えます。したがって、ご指摘のまちづくり協議会の役割については原案どおりとさせていただきます。	
区域について	1区域は笠岡市行政協力委員規則第5条第1項の「組」になっています。この「組」の規程は定かではありませんが、このような大きな「組」単位に一律に1団体の協議会を設置するのは問題があると思われます。地縁による団地の組織がしっかりしている団体は、この団体を協議会の1区域とする柔軟な対応が望まれます。	現在笠岡市ではおおむね小学校区域をまちづくり協議会の規模と考えております。小学校は地域行事等の中心として機能する可能性もあることから、おおむね小学校区域をベースに活動されている現在のまちづくり協議会の区域が適正と考えております。	
まちづくり協議会の要件について	届出が必要な理由を明記すべき	ご意見を踏まえ、同条の解説へ説明を加えることとし、条例については原案通りとさせていただきます。	
まちづくり協議会の要件について	運営に疑問があるときには「チェック機能」が働く部署を作り、明文化してほしいと思います。また代表者を選ぶ場合には、前時代のやり方ではなく時代に適応した人、経験を持った人、が混在する集団になるような工夫や呼びかけが必要だと考えます。	まちづくり協議会の運営については、各協議会ごとに規約が定められています。地域住民の皆さんで規約の内容について話し合い、地域の誰もが開かれた、誰もが意見を言える組織を作っていた方がいいと考えております。	
まちづくり協議会の構成について	会社やその従業員も構成員とすることは、まちづくり協議会運営に当たり、会社からの情報提供のハードルの高さと地域のまちづくりへの参画の困難さが課題となり、難しい。	地域に存在する会社もその地域を構成する一員であると考えれば、まちづくりを知り、参加する権利を持っていると考えております。まずは、取組の情報を掲載した広報などを会社へ提供し、地域に関心を持ってもらうことから始めて、相互理解を深めていただきたいと考えております。	
まちづくり協議会の活動評価について	各協議会は、その活動について毎年度評価をされているのか。	ご指摘の活動評価については、毎年度実績報告とともに自己評価書を提出していただいております。今後は自己評価書に対して有識者を含めた第三者からの意見を取り入れ、よりよい活動となるよう努めていきたいと考えております。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
まちづくり協議会の活動について	公民館の活動と重複しているため、住民には分かりにくいのでは。	まちづくり協議会は地域の多様な主体間の調整やまちづくりの取組の調整の役割を持つことになるため、様々な活動に参画することになると考えています。	
まちづくり協議会の活動について	まちづくり協議会の活動に「地区内への情報共有の徹底」の追記を検討してほしい。	ご指摘の地区内への情報共有についてですが、第5条において役割として情報収集と発信を、第17条において情報公開及び発信をするものとしておりますので、第11条については原案通りといたします。	
まちづくり協議会の活動について	地域の活動は行政の縦割り制度にあわせて実施されており、すべてをまちづくり協議会の活動とすることは問題と考えます。広く地域で協働する事業のみをまちづくり協議会で取り組むべきではないでしょうか。	同条に記載する活動については、まちづくり協議会のみが活動主体として取り組むという意味ではなく、これらの活動について多様な主体間の連絡・調整及び活動の調整に取り組む趣旨から記載しておりますので、原案通りといたします。	
まちづくり計画の策定に係るまちづくり協議会の合意形成と市の承認について	「まちづくり協議会の合意形成と笠岡市の承認」の追加記載が必要である。	ご指摘の合意形成についてですが、まちづくり計画は地域で合意のとれた計画でなくてはなりませんので、同条第1項に「住民等の合意に基づき」と記載しております。また、笠岡市自治基本条例第7条において地域コミュニティの自主性及び自立性の尊重をうたっており、これにしたがって協議会条例第14条において市はまちづくり計画を尊重するものとしておりますので、ご指摘の市の承認については原案通りといたします。	
まちづくり計画の検証及び見直しについて	まちづくり協議会から笠岡市に毎年の実施状況の報告と見直しの都度、改訂版を提出するべきである。	ご指摘のまちづくり計画の検証及び見直しについては、毎年交付金申請時に添付書類として提出いただいております。また、見直しの都度改訂版を提出していただいております。ご指摘のまちづくり計画の検証及び見直しについては手引きに明記しております。また、実施状況の報告については、今後交付申請、実績報告の時点でチェックできる体制を整えていきたいと考えております。また、改訂版については見直しの都度提出いただくとともに、交付金の交付申請時に最新版を提出いただくこととしております。	
表記について	「合意に基づき」を「提案・要望に基づき」と変更してはどうか。	まちづくり計画の策定には住民等の提案・要望（ニーズ）の検証を踏まえた地域としての合意が欠かせないものと考えます。したがって、原案通りといたします。	
まちづくり計画と市の総合計画等との整合性について	市の総合計画等との整合性を図るものとするがありますが、自治基本条例第7条に基づき住民自治の推進を図ることを考えれば、市の総合計画等との整合性を図るという表現からもう少し住民自治を尊重した表現にすることはできないでしょうか。	ご指摘の表現につきまして、「手引き」P10において、「まちづくり計画の内容を市にもフィードバックし、市の施策にも反映させ総合計画等の整合性を図ります」としてしておりますので、ここでは原案通りとさせていただきます。	
(市の支援)	市は支援するだけでなく協同して事業を進めるためパートナーシップとしての市である旨の表現が必要。	パートナーシップについては、笠岡市自治基本条例第21条（協働のまちづくり）において、「市民及び市は、互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。」とされていますので、ご指摘の市の支援については原案通りといたします。	
地域担当職員について	地域担当職員にはもっと積極的にまちづくり計画策定に参加、支援をお願いしたい。	ご意見を踏まえて計画策定のサポート体制と職員のサポートスキルの充実を検討していきます。	

内容	いただいたご意見の要旨	いただいたご意見に対する市の考え方	修正点
財政的支援について	「予算の範囲内」は、「笠岡市の予算の範囲内」でしょうか。「別に定める」ならば、具体的な呼称名を記載すべきではないでしょうか。	ご指摘の「予算の範囲内」は「笠岡市の予算の範囲内」と考えております。	
情報公開について	活動に関する情報開示がないため、運営の透明性が欠如し、まちづくり協議会の認知率の低下につながると考えるので、「情報公開に努める」でなく、「情報公開しなければならない」とすべきである。	ご意見を踏まえて修正します。	「情報公開に努める」 →「情報公開に努めなければならない」
表記について	第16条及び第19条の中では「市長」となっているが、他の条項では「市」となっている。市と市長との表現の区別は何か？	第16条における財政的支援は「まちづくり交付金」を指しており、交付決定は市長名で行うことになっています。第19条は条例の見直しについて規定しており、条例は市長が議会へ提出するものなので市長という表現としております。	
まちづくり協議会の構成員について	まちづくり協議会は本来その地域の住民で構成されるものとするが、第2条、9条、10条からそれが読み取れない。	まちづくり協議会は1区域について1団体と定めており、代表者や役員についてはその区域を中心として話し合っていたことと考えると考えます。	
地域における多様な活動主体の調整について	地域内で活動や担い手、行事が重複し計画運営及び合意形成に非常な労力が必要になる	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で様々な主体が連携できる仕組みづくりを検討してまいります。	
条例の一本化について	笠岡市みんなが輝くまちづくり条例と重なる部分が多いので一本化する必要がある。	ご意見については、今後の協働のまちづくりをすすめていくなかで検討してまいります。	
条例の制定について	今回の案は行政からの押し付けの感が強く、住民の自発的な行動でない。議会や社会福祉協議会、その他団体はいくらでもある。つまりこの条例は不要である。	ご意見を踏まえ、協働のまちづくりを進めていく中で、住民の皆様からの自発的な取り組みが実践できるよう、地域の様々な意見を伺い、行政の取組に反映させていきたいと考えております。	
まちづくりについて	町づくりは条例だけでは動きが取れない、市民の力が必要。それを導き出すものが一番必要なのではないか。	ご指摘の導きについては、条例第15条に市の支援として具体的に表していると考えます。ご意見を踏まえて、市民の皆様への協働のまちづくりの周知徹底を図り、市民の力が発揮できる環境づくりに努めたいと考えております。	
(5) 多様な主体について	(5) 多様な主体の中に「消防、駐在所」もはっきりと明記すべきだと思う。まちづくりの仕事には防災、防犯など安全面の役割も大きい。	ご指摘の表記については、条例第15条に市の支援として具体的に表していると考えます。ご意見を踏まえて、市民の皆様への協働のまちづくりの周知徹底を図り、市民の力が発揮できる環境づくりに努めたいと考えております。	
パブリックコメントについて	過去10年間の問題点の整理及びその対策についての説明がなくパブリックコメントが実施されてもコメントできない。	ご指摘の問題点の整理及びその対策については、「笠岡市協働のまちづくりの手引き」P2にて記載させていただいております。	
多様な主体間の連携促進について	第5条の(4)及び第15条の2の取り組みが不足しているように感じられますので、その実効性を担保するような施策をこれからも検討して頂ければと思います。	ご意見を踏まえ、効果的な施策を検討し実施していきたいと考えています。	